

分類	回	電	指示事項
4 ・ ノ ノ	校長 ・ ・ ・	・ ・ ・	

平成24年3月20日

各小中学校長 様

四万十町教育長

特別休暇に係る規則等の改正について（通知）

「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」（平成6年高知県人事委員会規則第48号。以下「規則」という。）及び「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知）」（平成6年12月21日付け6高人委第281号人事委員会委員長通知）の一部が下記のとおり改正され、平成24年4月1日から施行されることになりました。

つきましては、貴所属教職員に周知し、適切な取扱いをしていただきますようお願いいたします。

記

1 「地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊等」休暇

（1）改正内容

地震、水害、火災等により被災した際の特別休暇の取得要件を、次のいずれかに該当する場合及びその他これらに準ずる場合とする。

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

2 「職員の結婚」休暇

（1）改正内容

承認を与える期間について「7日」を「5日」とする。

3 施行期日

平成24年4月1日

4 関係通知の施行及び改正等

（1）「『地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難』休暇等について（通知）」（別添1）の施行に伴い、「『風水害震火災その他非常災害又は交通機関の事故等による出勤困難』及び『風水害震火災その他非常災害時の職員の退勤途上における身体の危険回避』休暇について（通知）」（平成20年3月21日19高教政第1578号）を廃止する。

（2）「職員の結婚休暇について」（昭和53年4月1日53教総第30号教育長通知）の1について次のように改正する。

職員の結婚休暇は、そのつど必要と認める日を連続又は断続して与えることができる。ただし、5日を超えることができないこと。（H24.4.1改正施行）